

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 7 号

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例（令和元年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 9 条 （略） (審議会の設置) 第 10 条 （略） 2 審議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1) （略） (2) 法第 14 条第 3 項、第 9 項及び第 10 項の 規定により市長が実施する措置に関するこ と。 (3) （略） 3～13 （略） 第 11 条～第 13 条 （略）	第 1 条～第 9 条 （略） (審議会の設置) 第 10 条 （略） 2 審議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1) （略） (2) 法第 22 条第 3 項、第 9 項及び第 10 項の 規定により市長が実施する措置に関するこ と。 (3) （略） 3～13 （略） 第 11 条～第 13 条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

